

第3回 感染症対策推進部会

項目

(1) **第1** 感染症予防の推進の基本的な方向(p4～)

(2) **第2** 感染症の発生の予防及びまん延防止に関する事項 (p7～)

(3) **第3** 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究(p13～)

(4) **第4** 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上(p15～)

内容

- 1 対策に当たっての基本的な考え方(p4)
- 2 関係機関、県民及び医師等の役割(p5)
- 3 予防接種(p6)

- 1 感染症の発生の予防のための施策に関する事項(p7)
- 2 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項(p8)
⇒ ・ **積極的疫学調査(p10)**
- 3 感染症の発生予防及びまん延防止のための関係機関等との連携(p11)

- 1 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する基本的な考え方(p13)
- 2 県等における情報の収集、調査及び研究の推進(p13)
- 3 関係各機関及び関係団体との連携(p14)

- 1 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方(p15)
- 2 県等における病原体等の検査の推進(p15)
⇒ ・ **衛生研究所等の体制(p15)**
- 3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築(p16)
- 4 関係機関及び関係団体との連携(p16)

県予防計画の構成について(2)

項目

(5) **第5** 感染症に係る医療を提供する体制の確保 (p17～)

(6) **第6** 感染症の患者の移送のための体制の確保 (p23～)

内容

- 1 感染症に係る医療提供の考え方 (p17)
 - 2 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関について (p17)
 - 3 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間等における医療提供体制(p18)
⇒ ・ **第一種協定指定医療機関(p19)**
・ **第二種協定指定医療機関(発熱外来を担当する医療機関)(p19)**
・ **第二種協定指定医療機関(自宅療養者等への医療提供)(p19)**
・ **後方支援体制(p20)**
・ **人材派遣体制(p20)**
・ **個人防護具の備蓄等(p20)**
・ **疑い患者への対応(p20)**
 - 4 一般医療機関における感染症患者に対する医療の提供 (p21)
 - 5 関係各機関及び関係団体との連携(p22)
-
- 1 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する考え方(p23)
 - 2 感染症の患者の移送のための体制の確保の方策(p23)
⇒ ・ **消防機関及び民間事業者との役割分担(p23)**
 - 3 関係各機関及び関係団体との連携 (p24)

県予防計画の構成について(3)

項目

(7) **第7** 新興感染症発生時における宿泊施設の確保(p25)

(8) **第8** 新興感染症発生時における外出自粛対象者の療養生活の環境整備(p26～)

内容

- 1 宿泊施設の確保に関する基本的な考え方(p25)
- 2 宿泊施設の確保の方策(p25)
⇒ ・ **民間宿泊施設の確保(p25)**
・ **公的施設の確保(p25)**

- 1 外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する基本的な考え方(p26)
- 2 外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策(p26)
⇒ ・ **健康観察の実施(p26)**
・ **生活支援の実施(p26)**
- 3 宿泊施設の運営体制(p26)
- 4 高齢者施設等や障害者施設等における療養環境の整備(p27)

県予防計画の構成について(4)

項目

(9) **第9** 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針(p28)

(10) **第10** 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上(p29～)

内容

- 1 第63条の3第1項の規定による総合調整又は第63条の4の規定による指示の方針の基本的な考え方(p28)
- 2 法第63条の3第1項の規定による総合調整の方針(p28)
- 3 法第63条の4の規定による指示の方針(p28)
- 4 入院調整体制の整備(p28)

- 1 人材の養成及び資質の向上に関する基本的な考え方(p29)
- 2 人材の養成及び資質の向上(p29)
⇒ ・ **保健所職員等に対する研修(p29)**
- 3 研修を終了した保健所職員等の活用(p29)
- 4 I H E A T 要員の活用(p29)
- 5 感染症対応を行う医療従事者の研修(p30)
- 6 人材の養成及び資質の向上に係る医師会等関係各機関との連携(p30)

県予防計画の構成について(5)

項目

(11) **第11**保健所の体制の確保
(p31～)

(12) **第12**緊急時における対応
(p33～)

(13) **第13**感染症に関する啓発
及び知識の普及並び
に感染症の患者等の
人権の尊重(p35～)

内容

- 1 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する基本的な考え方(p31)
- 2 感染症の予防・まん延防止に関する保健所の体制の確保(p31)
- 3 関係機関及び関係団体との連携(p32)

- 1 緊急時における感染症の発生予防及びまん延防止、病原体等の検査実施並びに医療の提供に関する基本的な考え方(p33)
- 2 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(p33)
- 3 緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制(p34)

- 1 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する基本的な考え方 (p35)
- 2 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策(p35)
- 3 患者情報の適切な取扱い(p35)
- 4 関係各機関との連携(p35)

県予防計画の構成について(6)

項目

(14) **第14** その他の感染症の予防のための施策
(p37～)

内容

- 1 施設内感染の防止(p37)
- 2 災害防疫(p37)
- 3 動物由来感染症対策(p37)
- 4 外国人への対応(p38)
- 5 薬剤耐性対策(p38)